

第 1 部

町民が輝くパートナーシップによる
活力あるまちづくり

第1章 町民組織

■現況

<町内会>

町内会は、地域コミュニティを形成する活動単位として、また、少子高齢化に伴う諸課題や災害時の対応、地域での見守りや支え合いなど重要な役割を担っています。

このため、活動の充実に向け町内会への運営交付金や町内会役員等の研修費用を支援しているほか、平成22年からは安心して公益活動ができるよう町民活動総合補償制度を制定しています。

町内会への加入率は、平成16年では85.3%でしたが、平成26年には78.7%に減少しています。

<町民憲章推進協議会>

町民憲章は、昭和48年にまちづくりの規範として制定され、その実践組織として昭和49年に町民憲章推進協議会が発足しました。

町民憲章の基本理念の具体化と住みよいまちづくりのため、新生活運動の実践を推進しています。

<夢基金>

夢基金は、町民憲章を精神的母体とし、町民が自ら創造し個性的なふるさとづくりを推進することを目的に平成6年度に制度が制定されました。

平成26年度までに認定を受けた事業は43件で、補助金額は31,283,998円となっています。

<町づくり推進協議会>

町づくり推進協議会は、町内の主要団体等の関係者と一般公募による委員で構成しています。

町づくりの推進にあたっては、町総合計画に基づいた各分野の施策・事業に意見を反映することにより、重要課題の認識を共有し、長期的・総合的な行政運営計画に参画しています。

■課題

単身世帯の増加や価値観の多様化などに伴い、地域住民相互の交流や連帯感が希薄化してきています。また、町内会加入率の低下や会員の高齢化による役員の担い手不足により、活動に支障をきたす町内会の増加が予想されます。

町づくり推進協議会での委員による積極的な意見交換は、協働のまちづくりを進めるうえで重要な過程ですが、一般公募による委員が少ない等、住民主体の町づくりに対する理解不足が課題となっており、理解促進を図る必要があります。

■施策の方針

対 象	・ 全町民、町内会
意 図	・ 安心して暮らせる住みよいまちづくりと地域活動の活性化のため、自主的な活動を支援する。 ・ 町民が積極的に町づくりに参加できる体制づくりと機運を醸成する。
結 果	・ 町民が主体のまちづくりを進める。

■主要施策

- 1 町内会活動の活性化を図るため、活動を支援し町内会への加入を促進します。
- 2 連合町内会と連携し、町内会の課題解決に向けて主体的に考え、取り組むための事業を進めます。
- 3 住みよいまちづくりのため、町民憲章の基本理念の実践と新生活運動の実践を推進します。
- 4 自らが創造し実践するまちづくりを支援するため、夢基金の積極的な活用を推進します。
- 5 町づくり推進協議会の各種事業への参加推進や、委員からの意見提案による開催を進めることにより、活発な町民参加による協働の町づくりを目指します。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
町内会加入率	町内会加入率	(H26)	(H37)
		78.7%	75.7%
夢基金利用数	直近5年間の年間利用平均数	(H26)	(H37)
		0.7件	1件
公募による委員数 (町づくり推進協議会)	公募委員数	(H26)	(H37)
		0名	6名

第2章 都市間交流

■現況

他市町との交流は、本町だけでは得ることのできない取り組みや体験、情報を得る機会であると捉えています。

昭和63年6月10日に姉妹町の盟約を行った五ヶ瀬町とは、少年少女使節団交流が平成元年から始まり、平成26年度までに14回、延べ204名の子どもたちが互いの歴史、文化、風土、生活体験や異年齢での集団活動を通して日常では得難い経験をしており、重要な人材育成の機会となっています。

平成6年11月6日に友好都市提携調印を行った東根市とは、行政同士の交流をはじめ、両市町民の交流としては平成8年に発足した「東根市との町民友好協会」及び「東根市高崎地区区長協議会」を中心として、主に両市町のイベントでの特産品販売などにより、毎年交流を重ねてきております。また、平成26年度は友好都市提携20周年を記念して新得町開拓劇「北飛翔Ⅱ」が町民の手によって上演されるなど、町民の歴史に対する意識の高揚にもつながったと考えており、提携から30周年を迎える平成36年までに更なる交流の効果が期待されます。

■課題

五ヶ瀬町との少年少女使節団交流は、ホームステイから宿泊施設等での集団泊としたため、家族での交流が薄れてきており、教育的効果の面からも受け入れ方法について検討する必要があります。また、参加者以外の児童・生徒を含めた学校全体のものとする必要があります。

東根市との交流については、行政同士の交流ではマンネリ化も予想されるため、町民主体の交流を推進することにより、新たな産業を発掘する環境を整えるとともに、新得町をアピールし、イメージアップにつなげていく取り組みが必要です。

■施策の方針

対 象	・全町民、交流都市の住民
意 図	・民間同士の交流の環境を整え、まちづくりに生かす取り組みを推進する。
結 果	・経済の活性化及び交流都市とのつながりが実感できる交流とする。

■主要施策

1 民間による交流

- (1) 互いの歴史や文化に触れることで、子どもたちの郷土愛を育てるため、少年少女使節団交流を進めます。
- (2) 産業の交流を促し新たなビジネスの発掘のため、民間同士による交流のきっかけづくりに取り組み、それに対して支援をしていきます。

2 行政間相互の交流

職員の勤務環境を変え、幅広い視野をもった人材を育成するため、人事交流を進めます。

3 国際交流の推進

国際的な視野を持った人材を育成するため、国際交流の取り組みを進めます。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
民間同士の交流事業の回数	交流事業の実施回数	(H26)	(H37)
		1回	3回
姉妹町・友好都市との人事交流	人事交流人数	(H26)	(H37)
		0人	1人

第3章 男女共同参画

■現況

平成11年6月に男女共同参画社会基本法が制定され、男女の人権尊重など男女共同参画社会づくりに向けた取り組みが進められています。

また、経済の活性化や地域づくりを進めるためには、地域に住む女性の意見を聞き、地域ごとの実情を踏まえた施策が必要とされ、女性の活躍促進が求められています。

町では「附属機関等の設置及び運営に関する基準」を設け、各種附属機関、協議会及び委員会等への女性登用を推進していますが、平成26年度における女性登用率は27.4%で、目標値の30%には達していない状況です。

依然として、日常的に家庭や職場、地域社会など様々な場面で性別による固定的な役割分担意識や社会慣行が今も残り、配偶者等からの暴力(DV)やセクシャル・ハラスメントなど、性別に起因する暴力も社会問題化しています。

■課題

本町においても、性別による固定的な役割分担意識や社会慣行が今も残っており、女性登用率も近年横ばい状態であるため、女性が参加しやすい環境の整備と意識啓発が必要です。

■施策の方針

対 象	・全町民
意 図	・政策や方針の決定において、女性の意見が反映されることで、新しい視点や様々な立場からの提案・実施が可能となる。
結 果	・男女が共に責任を担い、個性と能力を発揮できる町づくりを進める。

■主要施策

- 1 男女共同参画の意識啓発を図ります。
- 2 男女共同参画の達成を阻害する要因であるDV防止に向けて、情報提供と啓発活動を行います。
- 3 委員会、審議会等における女性の積極的な登用を図るため、各企業・団体への周知や働きかけを行います。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
審議会等の女性登用率	附属機関等の設置及び運営に関する基準で定める 審議会等の委員数のうち 女性が占める割合	(H26)	(H37)
		27.4%	30.0%

第4章 広報・広聴

■現況

<広報活動>

定期広報及びお知らせ広報は、毎月それぞれ1回発行しており、町の動きや町民に周知する事項の広報を行っています。

また、町のイメージ等を町外に紹介、アピールするため町勢要覧を作成しているほか、映像史料として後世に伝承するため広報ビデオを制作しています。

平成24年度から広報モニターを設置し、モニターからの意見や感想を参考に、わかりやすく親しみのある広報紙づくりに努めています。

<広聴活動>

町民の意見などを町づくりに反映させるため広聴活動として、町づくりレターを実施しているほか、ぽっかぽか心トーク、町内施設見学会及び町長との懇談会をそれぞれ開催しています。

■課題

住民ニーズを的確に把握するため、広報紙による見やすくわかりやすい情報の提供と広聴活動の幅広い層への拡大を図っていく必要があります。

■施策の方針

対 象	・ 全町民
意 図	・ 町民が必要とする情報を提供する。 ・ 町民の声を幅広く収集し町政に活かす。
結 果	・ 町民にわかりやすい情報の提供や広く町民の声を収集し町政に活かす。

■主要施策

町民が必要とする情報をわかりやすく伝える広報紙づくりや町民の声を収集するために広聴活動の充実を図ります。

1 広報活動の充実

- (1) 定期広報・お知らせ広報の発行
- (2) 町政要覧の作成
- (3) 広報ビデオの作成
- (4) 暮らしのカレンダーの作成
- (5) ホームページの充実

2 広聴活動の充実

- (1) 町づくりレター
- (2) 町内施設見学会の開催
- (3) 「ぼっかぼか心トーク」の実施

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
広報・広聴活動の満足度	町民アンケート結果による「満足」、「まあ満足」、「普通」の割合	(H26)	(H37)
		87.0%	90.0%

第5章 行財政

第1節 行政サービスの向上

■現況

町民アンケートによると、行政の推進に関する項目は満足度が低い一方で、重要度は高いという結果となっています。

行政手続に係る申請等に必要な書類を町ホームページで入手が出来るように

する取り組みや、戸籍の電算化による窓口業務の時間短縮など行政サービスの向上に努めてきました。

また、その時々々の行政需要に対応するため、町民にとって利用しやすい組織とするための組織機構の見直しや、国や道への派遣研修をはじめ、各種研修などにより職員の資質向上に向けた取り組みを推進しています。

■課題

今後も行政経験・ノウハウを持った職員の退職が見込まれる中、組織全体としてのスキルの維持・向上、承継が求められており、町民のニーズを的確に把握するとともに、意見を施策に反映させる立案能力が必要とされています。

■施策の方針

対 象	・ 全町民
意 図	・ 親切で丁寧かつ、町民の生活を支えるための行政サービスの提供に努める。
結 果	・ 町民の満足度が向上し、信頼される行政を目指す。

■主要施策

1 窓口サービスの向上

町民にわかりやすく快適な窓口サービスを提供するため、利用者の視点に立ちユニバーサル仕様に配慮した庁舎内案内表示の設置などを実施していきます。

また、これまで以上に職員の意識改革に重点をおいた各種研修を実施し職員の資質向上に努めるとともに、町民に満足していただけるよう迅速かつ、親切で丁寧な窓口対応を目指します。

2 町民の利便性の向上

- (1) 町税等のコンビニ納付など納付手段の拡充により、利便性の向上を目指します。
- (2) マイナンバー制度の町独自での利用により、行政手続の簡素化に向けた取り組みを進めます。

3 役場庁舎の改修

庁舎耐震補強のほか、屋上防水・外壁改修等により、防災拠点施設としての整備を進めます。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
全ての行政サービスに対する平均満足度	町民アンケート結果による福祉、生活環境など全ての項目で「満足」、「まあ満足」の割合の平均値	(H26)	(H37)
		10.0%	20.0%

第2節 効果的、効率的な行政運営

■現況

町職員は平成18年度から平成27年度までの10年間に大量退職期を迎え、この間51名が退職したことにより職員のおよそ45%が入れ替わりました。今後も5年間で18名の退職が予定されています。

行政運営の質・量ともに変化し増大する事務事業の執行にあたっては、必要な事務の見直しや行政情報システムの整備等を進め、行政組織についてもその時々の行政需要に対応するための見直しを図ってきたほか、平成22年には、業務の集約化によって横断的な行政課題をスムーズに解決し、町民にとって利用しやすい組織とするため、一部の課を統廃合するなど組織のスリム化に努めてきました。

また、民間の技術、経験、能力を活用する方がより効果的な業務については、積極的に民間活力の導入を検討することが必要であります。指定管理者制度を導入している公の施設は3施設にとどまっているのが現状です。

職員数については、第4次定員管理計画を策定し、平成17年度の職員数であった114人に対し、平成26年度の職員数は110人と抑制に努めてきましたが、新たな行政需要に対応せざるを得ない状況から目標職員数の105人より増加しているのが現状です。

■課題

町民にとって行政改革に対する重要度は高いことから、町民が期待する効率的な行政運営を進めるためにも、組織全体としての早急なスキルアップが必要です。

また、職員数の抑制に対応していくためには、文書管理や行政事務の電子化などシステム整備を推進するとともに、事務の整理、統合等を進めていく必要があります。

指定管理者制度導入のさらなる促進については、町内で対応可能な事業者が不足しており、一方で、町外からの新規参入があった場合についても、その事業者には施設の設置目的に沿った管理の実施能力の有無の判断や、町内雇用者の仕事の確保という面からも慎重な判断が求められます。

■施策の方針

対 象	・全町民、職員
意 図	・職員の職務遂行、政策立案能力を向上させ、経営感覚や常に町民の視点での発想を持つ職員の育成を図る。
結 果	・町民から信頼される組織の構築と人材の育成を目指す。

■主要施策

1 職員の意識改革

職員研修の充実や人事評価制度の導入等により職員の能力向上を図り、時代の担い手にふさわしい人材の育成を進めます。また、職員には高い倫理観に基づくコンプライアンスやコスト意識が求められており、民間との交流を含め、これまで以上に職員の意識改革に重点をおいた研修に取り組みます。

2 行政事務の効率化

- (1) 事務能率向上のため、財務会計システムの導入及び文書管理システム（ファイリングシステム）の構築を進めます。
- (2) 継続的な行政改革を進めながら、効果的な行政運営を推進するため、事務事業の評価及び選択・見直しを実施するとともに、更なる電子化の推進を図っていきます。

3 行政改革の推進

- (1) 指定管理者制度によって、施設のコスト削減とともにサービスの向上も図れる施設を検討していきます。
- (2) 第5次定員管理計画を策定し、計画的な職員数の管理に努めます。
- (3) 人口減少、少子高齢化などの行政課題に対応できる組織を目指し、行政事務改善委員会で検討していきます。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
行政改革に対する町民の満足度	町民アンケート結果による「満足」、「まあ満足」の割合	(H26)	(H37)
		14.1%	30.0%

第3節 健全な財政運営

1 財政

■現況

町の収入の約5割を占める普通交付税は、平成19年度から増加を続けましたが、平成26年度は減額となりました。今後も目まぐるしく変わる社会経済状況や国の動向にもよりますが、次年度以降も減額されることが予想され、この増減は本町の財政運営に大きな影響を与えます。

この間、町が事業を取り進めるにあたっては、国や道の補助制度や財源補てんのある有利な地方債（借金）の活用を基本としてきました。

平成26年度決算では、自由にお金を使える割合を示す経常収支比率が78.8%（80%未満が良い）、新規の借金ができる割合を測る実質公債比率は5.8%（18%未満が良い）で全道平均と比較し良好な数値を維持しています。

■課題

健全財政を維持しながら、安定的な行政運営を行っていくためには、中長期的な財政見通しである財政管理計画に沿って事務事業を進める必要があ

ります。

限られた財源の中で、行政サービスの一定水準を維持し多様化するニーズに対応するため、創意工夫を重ねて真に必要とされるサービス、効率的で質の高いサービスを選択していくことが今後の課題であります。

総合計画に網羅された事務事業を実施していくためには、必要な財源の確保はもちろんのこと、その後の運営費用負担や、借金返済も精査しながら取り組む必要があります。また、これまで整備してきたインフラの更新時期を迎えることから、計画的な補修や長寿命化などにより財政負担の軽減を図る必要があります。

■施策の方針

対 象	・ 町財政
意 図	・ 健全財政を維持する。
結 果	・ 町民が安心できる財政運営を行う。

■主要施策

安定的な財政運営を持続します。

- (1) 財政管理計画の作成及び毎年度計画を見直しながら事業を進めることにより健全財政を維持します。
- (2) 長期的視点に立った公共施設の老朽化対策を進めることにより、財政負担の平準化を図ります。
- (3) 地方債残高を減らすことを基本としながら、今後実施予定の大型事業には交付税算入率の高い有利な地方債を活用し、町民の将来負担を軽減します。
- (4) 財政健全化判断比率及び決算状況を広報やホームページなどに掲載し公表します。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
<ul style="list-style-type: none"> ・ 経常収支比率 ・ 実質公債比率 ・ 実質赤字比率 	同 左	(H26)	(H37)
		78.8%	80.0%以内
		5.8%	8.0%以内
		無	無
<ul style="list-style-type: none"> ・ 連結実質赤字比率 ・ 将来負担比率 	同 左	無	無
		無	無

2 町税

■現況

町財政の基盤をなす町税収入の確保において、景気回復の遅れや人口減少による個人町民税の減収や、配分資産の減価償却により固定資産税も減収となっています。今後もこの傾向は変わらないと予想され、新たな増収が見込まれない限り逡減していく状況にあります。

町税の滞納に対する特別措置に関する条例を厳守することにより、滞納を予防し、町税負担への不公平感の解消や、納税意識の向上を図っています。また、個人ごとに納税相談を行い、収納率の向上を目指した取り組みを進めています。

■課題

適正課税を堅持するため、より一層正確な課税客体の把握に努めなければなりません。また、給与所得者の利便性向上のため、特別徴収制度の推進を行っていく必要があります。

また、マイナンバー制度に対応したシステムの導入（システムの導入されていない法人町民税含む）や、高齢化により自書申告が難しくなっていることを踏まえ、確定申告の負担軽減を目指したシステムの導入などを検討していくことが必要です。

勤労者人口の減少や、総所得の伸びがみられない中で、町税の収納を確保していくため、利便性が向上するコンビニ収納や、クレジット収納など新たな収納方法の導入を検討する必要があります。

■施策の方針

対 象	・ 納税者
意 図	・ 公平公正な課税を堅持し、申告や納税方法の利便性向上を図る。
結 果	・ 適正課税堅持、収納率の向上等、税負担の公平性を確保する。

■主要施策

- 1 課税客体の把握と適正課税の堅持に努めます。
- 2 納期内完納の推進と収納率の向上を図ります。
- 3 正しい税知識の普及に努めます。
- 4 親切な納税相談を実施します。
- 5 個人住民税の特別徴収義務者の指定を行います。
- 6 利便性向上のため新たな収納方法を検討し導入を目指します。

■施策の成果指標

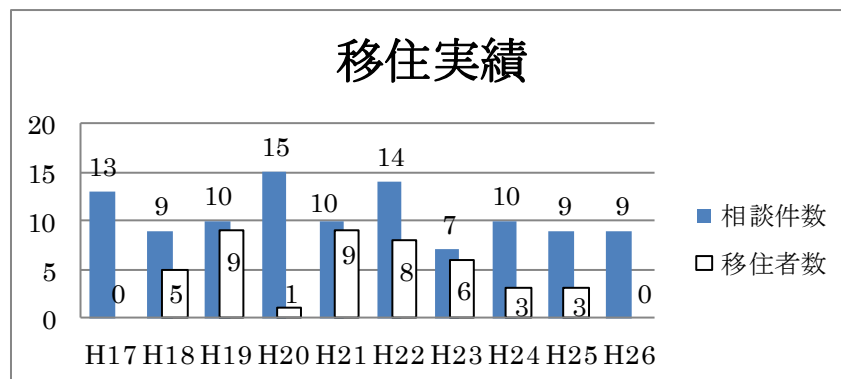
指標名	算出方法	現状値	目標値
収納率	同 左	(H26)	(H37)
		99.6%	99.7%

第6章 移住定住の推進

■現況

近年、現役を引退した団塊の世代による都市部からの地方移住や、地震等の自然災害からの避難による子育て世代の移住も含め、地方移住への関心は高まっています。

新得町においても、移住相談ワンストップ窓口を通じた相談件数は次のグラフのとおりとなっており、毎年10件前後の移住相談があります。



移住希望者のなかでも、完全移住する前に一度新得町に住んでみたいという方のための「移住体験事業」を平成21年度から実施しておりますが、利用者、延べ日数ともに年々増加しており、利用者がその後住宅を購入するなど、移住につながったケースもあります。

移住体験利用者数

年度	利用者数	延べ日数	うち移住者数
21年度	2組（3名）	118日	
22年度	9組（20名）	341日	2名
23年度	7組（17名）	327日	
24年度	14組（31名）	331日	3名
25年度	22組（49名）	520日	6名
26年度	22組（40名）	473日	1名

最近では、地方にも高速通信網が順次導入され、情報通信環境において都市部と比較しても遜色のない環境が整いつつあります。この環境を利用し、事務所の一部を地方に移す民間企業等も見られるようになりました。本町においても、新得市街地区及び屈足市街地区の光通信網を駆使したサテライトオフィスの誘致を検討しています。

また、町内の各団体を構成員とした新得町移住定住促進協議会を平成 25 年度に設立し、首都圏及び中京圏において情報発信事業を実施しています。

■課題

移住希望者にとって、移住先の選定にあたっては「住居と収入」が最も重要な要素となっています。多様なニーズに対応するには、受け皿不足の現状であり、移住希望者に対し効率的な情報提供ができていません。

また、移住促進の取組については、行政だけではなく町全体で移住者の受け入れについて取り組んでいくことが必要として、平成 25 年に各団体を構成員とした新得町移住定住促進協議会を設立しましたが、移住前後のサポートができる体制は整っておらず、さらなる連携や新たな組織の設立が必要です。

■施策の方針

対 象	・ 移住希望者、全町民
意 図	・ 新得町の魅力を認識してもらい、田舎暮らし希望者の取り込みを図る。
結 果	・ 町外からの移住者を増やし、人口増加を目指す。また、移住者と地域住民の交流により新たなコミュニティ形成を目指す。

■主要施策

- 1 移住の受け皿を充実します。
 - (1) 移住相談ワンストップ窓口において的確な移住相談への対応ができるよう、空き地・空き家や求人情報等、有用な情報の収集と提供を行います。
 - (2) 移住体験お試し暮らしを継続し、移住のきっかけづくりを進めます。
- 2 新得町移住定住促進協議会による事業を進めます。

町内関係団体や町民と連携し、新得町の魅力を道内外に向けて発信するとともに、移住後のサポート体制の構築についても検討します。

- 3 サテライトオフィス誘致や大学との連携を進めます。
 高速通信網を活用したテレワークにより、仕事と移住が両立できるサテライトオフィスの町内での設置に向け、積極的に検討します。
 また、大学との連携による取り組みを進め、若年層の流入を図ります。

■施策の成果指標

指標名	算出方法	現状値	目標値
年間移住者数	移住相談を通じた相談件数より算出	(H17~H26 平均)	(H37)
		4.4 人	年間 10 人